

特記仕様書

建 物 概 要	構 造	●RC ○SRC ○S ○W		
	階	地下 階 地上 1 階		
	延べ面積	㎡(対象面積 ㎡)		
	建物用途	建築基準法別表第一 耐震安全性の分類 ○特定の施設 ○一般の施設		消防法施行令別表第一 地域係数 ●1.0 ○()
工 事 項 目				
給 排 水 衛 生 工 事				空 気 調 和 工 事
● 衛生器具工事		○ 消火工事		● 空気調和工事
● 給水工事		○ ガス工事		● 換気工事
● 排水工事(含通気)		● 浄化槽工事		
● 給湯工事		○ 厨房器具工事		

1 一般事項

- 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下標準仕様書という)、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)による。
- 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。
- 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。
- 施工計画書は、着工に先立ち、監督職員に提出する。
- 本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。(但し●印のみ)
○電気技能士 ○ガス配管技能士 ○熱熱線技能士 ○冷凍、空調調和機器器具技能士(標P-16 1.5.2)
- 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督職員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。(標P-17 1.5.6)
- 設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として「請負金の範囲内」で施工する。
- 発生材の処理等については、図示によること。(標P-10 1.3.9)
- 本工事の施工に伴う既設建物の撤損箇所は従来にならぬ復旧する。
- 下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用について
1) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
2) 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
3) 監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
- 県産資材等の優先使用について
1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めるとし、さらに、県産資材以外の資材についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
2) 受注者は、材料使用承認書において、すべての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
《指定資材(品目)》
生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート製工製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝
3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
4) 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- 各工種の施工にあたっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
1) 工事用資機材等の積載範囲のないようにすること。
2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することはないようにすること。
4) さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に入出入りすることがないようにすること。
5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6) 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
7) 1)～6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

II 特記事項

1. 特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
2. 建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。
3. 関連工事等の調整	関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。
4. 施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
5. 完成図	発注図に施工現場と一致するよう訂正をした後、下製本およびCD-ROMを提出する。 (標P-19 1.7.2) ●A-4版1部、●A-3縮小版2部、○A-1サイズ 部)
6. 試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を2部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。 (標P-17 1.5.5) (標P-18 1.7.1)
7. 申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類(原本またはその写しを2部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。(標P-5 1.1.3) (標P-18 1.7.1)
8. 工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の20日までに監督員に提出する。(A-4版)
9. 工事の記録等(工事写真)	(1)監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 (2)工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 (3)次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (ア)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視に検査が不可能又は容易でない部分の施行を行う場合 (ウ)一工程の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (4)(1)から(3)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出をする。 (5)工事写真は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に準ずること。
10. 施工見本	管の接合、ダクトの接続、保温については、原則として見本を整備すること。 その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については、監督職員の指示により見本を整備すること。
11. 工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。
12. 保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理に必要な案内書を2部作成し、完成図と一緒に提出する。(A-4版) (標P-19 1.7.3)
13. 産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場へ搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
14. 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風など風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 (2) 事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を、書面に監督職員に提出すること。(盆、正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする) (3) 塗装、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。(標P-9 1.3.5、標P-10 1.3.8)
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において、石綿含有建築物を撤去する必要がある場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。
16. 建設発生土の処理	①場内処理は取扱い ②場外搬出は下記による。 受け入れ場所()km 処分費 ○有償 ○無償 (標P-103 4.2.1)
※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。 標＝標準仕様書、監＝監理指針、図＝標準図	
修正履歴：R060510	

III 特記仕様(下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用)

項 目	特 記 事 項
1. 共通事項	
1. 環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するよう努める。(標P-11 1.4.1)
2. 機 材	使用資機材は、原則新品とし、JIS・JWWA等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価基準」記載品、または同等品以上のものとする。(標P-11 1.4.2)
3. 化学物質を放散する建築物等	塗料、接着剤、保温材等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。(監P-66 1.4.1)
4. 防火区画貫通部	区画貫通の管等は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法(防火バツ等)の使用も可。(標P-80 2.8.1、監P-286 2.8.1)
5. 配管用のスリーブ	地上中部分等で水を要する部分につけ付銅鋼とし、地中部分で水を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが、柱及び梁以外の個所で、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙張板状として良い。(標P-52 2.2.27、P-80 2.8.1)(監P-286 2.8.1)
6. 専用工具の使用	塩ビライニング銅管、ポリ粉体銅管及び外面被覆銅管は、帯のこ鍬又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上り装置付とする。 ねじ切り以降については、ねじゲージを使用して適正(JIS規格)に切り上るのを確認する。 (施工手順は撮影の上、工程写真に表す。)(標P-64 2.5.1)
7. ねじ接合角	給水用、給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は、JWWA K 161に規定する水道用シール剤とする。(標P-52 2.2.28)
8. 支持金物類	屋外、ビツト内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
9. 外面被覆銅管の傷部補修	埋設施工された外面被覆銅管(内外面被覆含む)については、継手スリーブ端及びチェック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。(露出部分は原則不要)(監P-234 2.5.4)
10. 銅管の傷部の補修	銅管(内外面被覆銅管含む)については、ねじ込んだ後、残れねじ部及びチェック・パイプレンチの傷部分に、十分に止めテープを塗布すること。(監P-219 2.5.2)
11. 排水横引管への接続	原則としてCY管接続とする。(ドレン配管含む)
12. 建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法(スリクッション)で施工する。エルボ×5 [図P-110]
13. 標準埋設深さ	ビニル管(一般450H・車路600H) 銅管(一般300H・車路600H) (標P-79 2.7.2、監P-283 2.7.2)
14. 土中埋設銅管類(クロス、コーン継手及び排水用銅管もこの項に準じる)	外面を被覆していない銅管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ1/2重ね1回巻きをさらにプラスチックテープ(JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm)で1/2重ね1回巻きを行う。 また、継手等の部分は、ベトロタム系の充填材を詰め、表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを1/2重ね巻1回巻きする。 (施工手順は撮影の上、工程写真に表す。)(標P-79 2.7.3)
15. コンクリート埋設給管・銅管	プラスチックテープ(JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm)で1/2重ね1回巻を行う。(標P-79 2.7.3)
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、結着材付表示テープを貼付付ける。 ○直結給水管(上水道本管接続部) < 紺色 > ○給水管(水槽以降) < 空白 > ○湯水管(受水槽～高置水槽間) < 茶色 > ○井水菅 < 白色 > ○湯火管 < 黄色 > ○ガス管 < 緑色 >
17. 埋設管標識シート	各種管上部(地表から150mm程度の深さ)にビニール製標識シート(巾150)を埋設する。 (排水管は除く)(標P-79 2.7.1、監P-281 2.7.1)
18. 埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消防管の分岐曲部部に設置する埋設標は次のとおりとする。 (設置箇所は図示による) ・木舗装部分は、アルミ製表示盤をコンクリート(200φ×300)で巻き込んだものを、ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は、キッキングアイを専用工具を用いて設置する。
19. 弁類	水槽以降の配管には5K型、その他の10K型、(JIS規格) ○水道事業者指定() 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジ式とする。(水道用ソフトシール弁は除く) (標P-43 2.2.1) 呼び径50以下の湯水ポンプ付属逆止弁はバypass付付きでも良い。 呼び径65以下の仕切弁、逆止弁はライニング管とする。 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはJIS B2071(銅鋼10K外ねじ仕切弁)または同等以上によるものとする。 (所轄消防署の承認するもの) (標 P-43 2.2.1)
20. 屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁軸はグリスアップする。
21. 埋設弁類の防犯措置	弁軸内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には、防食措置は原則不要とする。ただし、水道事業者の指定工法がある場合および、銅管なし部分については防食を行うこと。
22. 機器の防犯措置	振動を発生する機器については、ダムラナットで固定し、かつ防振措置を施すこと。 (特記無き場合は防振板(金具、防振バツト)とする。)
23. 可換継手	管 径 25以下 32～50 65～150 200以上 全 長mm 300以上 500以上 750以上 1,000以上 水 用 管 径 20 以下 25 ～ 40 50 ～ 100 全 長mm 300以上 500以上 700以上 油 用 管 径 40 以下 50 ～ 80 100以上 合 成 組 成 品 (水 用) 全 長mm 300以上 500以上 700以上 (油用で管径40以上は消防法適合品とする) (鋼製フランジ付) (標 P-47 2.2.9)
24. 防振継手	鋼製フランジ付 (標 P-47 2.2.8)
25. ユニオンの使用	ユニオンは、呼び径25以下の見え掛り配管についても、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合については、監督職員と協議すること。
26. サービスタンクの油面計	○ゲージ式(側立式) ○ガラス管式(流出防止形) (標 P-55 2.3.4)
27. 標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくは樹脂製札に刻印したものを貼り付ける。 (パイプジョイント・セツト内など隠ぺい部の配管類は、文字シール貼り付けでも良い) 3. 充填容器等 必要に応じ消防法、ガス事業法、液石法などによる標識(危険物・火気厳禁他)を設置する。(標P-19 1.7.4)

(例)・弁類にSUS針金または耐熱インシュロックで取付、(○系統)、「(○OA(口径)」を刻印し、樹には、「(○系統 (○OA(口径)」彫込み、接着剤で取付。
・常時開、閉等の注意書きは、必要に応じて追記のこと。
・室外機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」を、室内機は「機器番号」を樹脂製札に表示すること。作成前に監督員の確認を受けること。

① 衛生器具工事	(標P-249 1.1.1、P-254 1.1.13)
1. 和風大便器	躯体との緩衝材付、給管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は、250mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF.L. +800mm程度とする。(標P-299 2.1.2.7、図P-172、173)
② 大便器	○洗浄弁式(ノンホールディング機構付) ○タンク式 ○電気開閉式 (標P-253 1.1.8) ○専用洗浄弁式 (標P-298 2.1.2.2、監P-633 1.1.8)
3. 小便器	洗浄弁式() 手動 ○自動 (標P-249 1.1.2、標P-298 2.1.2.2、監P-623 1.1.2)
4. 説明シール等	器具付属の説明シール等は、下地を考慮し、最容易に貼り付けのこと。(標P-299 2.1.2.2、監P-633 1.1.2)
5. 紙巻器	ステンレス鋼板製ワックツク形とする。 ○シングル ○銅付二連 (標P-249)
6. 水栓類	原則としてJIS規格、JWWA規格(日本協)適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。(標P-253 1.1.6、監P-676 1.1.6、図P-68)
7. シールテープの除去	銅板と配管を接合した後の、見えがかり部分の余分なシールテープは、カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8. 化粧鋼の裏板補強	化粧鋼を壁に取り付けた際の隙間には、鉄の割れを防止するため補強材を設けること。(厚さ4mm程度、ゴムシート等) ○一般型 ○盗難防止型 (標P-210 2.2.1、図P-154～155)
9. 水栓柱	VB仕様 ○900h ○1,200h 必要に応じコックリット根巻き、または壁にバンドにて固定する。(標P-188 1.14.2.6)
10. 器具廻りのコーキング	陶器類、洗濯機パン等については、原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11. 便 座	○温水洗浄便座(洗浄用加水温方式) ○瞬間方式 ○貯湯方式) ○普通便座(ソフト閉止) (標P-254 1.1.13)

③ 屋内給水工事

1. 給水方式	引込み付近水圧()MPa ○水道直結方式 ○重力(高置水槽)方式 ●加圧送水方式 ○直結増圧方式
② 水槽類	○FRP製 ●ステンレス製(○一体型 ●組立型 ○単板構造 ○保温構造) タンク本体は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。2m以上は内外は2付。マンホールは内蓋及び南京錠付。(標P-266 1.4.1、標P-303 2.2.4、図P-70～79)
3. ポンプ付風呂品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。(標P-255～262)
4. ポンプ電動機	屋内・全閉防まつ形、屋内(多湿箇所)全閉防まつ形、(その他)防滴保護形(標P-24 1.2.1)
5. ボールタップ	銅板製 ○耐食性のある樹脂等 ○ステンレス製 (標P-50 2.2.2)

④ 屋外給水工事

1. 継手材	管端防食継手とし、継手受口の隙間には専用テープを使用すること。 (ゴムリング方式は不可) (標P-37 2.1.2.5)
2. 重木器	親メーター(○貸与 ○買取り) 子メーター(○貸与 ○買取り) ○集中検針盤 給水装置を使用する場合は、水道事業者の承認を受けたものとする。 (標P-49 2.2.16)
3. 重木器柵	呼び径32までVC＝1(430×310×550H×TAMB-1)、呼び径40～65までM C-2(710×510×750H×TAMB-2小窓付)とする。呼び径80からはMC-3(1100×710×750H×TAMB-3小窓付)とする。(標P-295 1.8.4、図P-92)
4. 仕切弁柵	呼び径25までVC＝P、呼び径40までVC＝1(180×180×TAB1)、呼び径50～80までVC＝3(300×300×TAMHA-P300)とする。 呼び径100からはVC＝5(450×450×TAMHA-P450)とする。 (標P-295 1.8.2、図P-91)
5. 弁柵、量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁柵、量水器柵については、コンクリート巻きにて固定のこと。 柵と蓋とは鎖でつなぐこと(鎖は溶融亜鉛めっき仕上またはステンレス製)
6. 伸縮ジョイント	銅管とビニル管の接続箇所には、エラス(又はフーリ)ジョイントを使用する。

⑤ 屋内排水工事

1. 洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管又は器具トラツプよりワンサイズアップとする。
2. 床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は90°長曲管とする。
3. 排水金物・通気通気弁	原則として配管接続とする。(ジャバラ・簡易ゴム接続は不可、専用アダプター使用のこと) 通気金物 ○アルミ(耐食性) ○ビニル製 排水通気弁 ○屋外型 ○屋外型
5. 床排水トラツプ	トラツプ柵は原則として、樹脂製とする。[標P-293 1.7.3]

⑥ 屋外排水工事

1. マンホールふた	(標P-295～P-296) (標P-40 1.2.1.6)
2. 汚水・雑排水柵	○鋼鉄製(○MHHA形 ○MHBB形 ○MHDD形)名称入り蓋、鎖付とする。 (鎖は溶融亜鉛めっき仕上またはステンレス製) [図P-36]
3. 小口径柵	既製コンクリート柵使用可。深さ1.2mを超える柵には足掛金物(巾≒150以上 防錆処理)を取り付けること。(図P-93～98)
	塩ビ製 ○防滴蓋T-8(内蓋付き) ○塩ビ蓋ミカダ(SUS鋼鉄) ○コンクリート巻(蓋呼び径+200)角×150h

7. 給湯工事

1. 貯湯槽の材質	○SUS444製 ○ステンレス鋼板製(電気防食装置付) ○ステンレススクラツド鋼板製(電気防食装置付) ○鋼板製 (標P-272 1.4.3、図P-78、79)
2. 膨脹水槽の保温	ロックウール2号 50t、外装はステンレス鋼板(0.3t)
3. 瞬間湯沸器	前庭処理(○要 ○不要) 配管カーブ(○450h ○) 吹出口は歩行面+2,000以上 ○設定温度50℃以下(ガス瞬間湯沸器のダレツト着火方式で燃焼の場合) (標P-37～P-40)

8. 消火工事

1. 屋内消火栓箱	○1号 ホース型とする。 鋼製t=1.6mm 操作方法表示付き ○易操作性1号 日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○2号 ○広範囲型2号 (標P-274 1.5.2、図P-80～89)
2. 消火栓開閉弁	45° 回転型で1.0MPa型とする(JIS規格)。 ○一般型 ○定圧定流量型
3. ポンプ付風呂品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。(標P-261 1.2.8、 図P-179)
4. 消火管の保温	屋内に原則保温不要。屋外は図示による。

9. ガス工事

1. 種類	(標P-310～321、 図P-177、178)
2. ガスメーター	○都市ガス(発熱量 MJ /m) ○液化石油ガス(プロパンガス)発熱量50.2MJ /kg マイコン型 ○貸与品 (標P-313 2.2.1.3、 標P-319 3.1.3.4)
3. 充填容器等	○プロパン庫 ○集合設置+転倒防止鎖(鎖はステンレス製) ○バルク貯槽
4. ねじ接合材	ガス配管専用のペーストシール剤を使用すること。
5. 継手材	外面ライニング鋼管継手の受口隙間には専用テープで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。
6. 絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。(標P-315 2.2.5)
7. 施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。

⑩ 浄化槽工事

1. 型 式	建設省告示1292号(最終改正第154号)に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については、図示による。
2. マンホールふた	○MHAA型 ○MHBB型 ○編鋼板(4.5t) ○標準FRP ○耐荷重FRP ※メーカ一標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはステンチタムを考慮し、分割を検討する。取手付 (標P-347 2.1.27)
3. 金物類	支持金物、ボルトナツト、その他すべてステンレス鋼製(SUS304)又は、溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4. ユニツト型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ1/3程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。(標P-351 3.2.1)
5. 標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。(浄化槽法第30条)
6. 浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に、浄化槽設備士が立会い確認している状況を、写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することとし、浄化槽設備士の立会写真を含む工程写真を整備すること。

⑪ 空気調和工事・換気工事・排煙工事

設計条件	外 気		至 内 系 統		() 系 統	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.6℃	27.8%	26～28℃	18.7～19.9%	℃	%
冬季	3.4℃	59.1%	19～22℃	11.7～13.9%	℃	%
2. ばい煙濃度計	電源はバーナー電源(2次)側より取出手のとして配管配線を含む。(標P-114 1.1.3)					
3. ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径80φの孔 (標P-114 1.1.2)					
4. 煙道	鋼板厚3.2mm以上 (標P-114 1.1.2)					
5. ダクト	風速(○低圧 ○高圧1 ○高圧2) ○アングル工法 ○コーナーボルト工法(共板・スライド) (標P-189 ～ 197) フランジ部のダクト端折り返しは5mm以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。 (標P-210 2.2.2.2、2.2.2 ～ 標P-211 2.2.2.3) 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトは、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。(標P-210 2.2.1、図P-154～155) ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(標P-188 1.14.2.6)					
6. フレキシブルダクト	建築基準法施行令第108条の2の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可とう性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。 (標P-195 1.14.9、 P-215 2.2.5.3)					
7. ダクトテープ	JIS H 4160に準ずるアルミニウム箔(厚さ0.05mm以上)の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープ状のものとする。 布製テープは不可とする。(標P-188 1.14.2.5)					
8. 風量測定口	取付箇所(○送風機に近接した部分 ○外気取入付近 ○取付を図示されたダンパー近接部分) ※取付辺300以下は1個、300を超え700以下は2個、700を超えるものは3個とする。 (標P-214 2.2.5.5)					
9. チャンバー	消音内貼を施す。(標P-191 1.14.6) ○SA-RA ○OA-A (標P-214 2.2.6)					
10. 配管材料	膨張管、空気配管及び膨張タンクよりボラへの給水管は、配管用炭素鋼管(白管)とする。					
11. 機器類の基礎	パナペー型空調機室外機 ○防振パット○簡易防振(ゴム被覆ばね)○専用防振架台(ばね) 防振パットは厚さ15mmとする。(標P-203 2.1.1 図P-133～136)					
12. 吹出口及び吸込口	原則としてアルミ合金製とする。(標P-198 1.15.3 1.15.4)					
13. 風量計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機及び暖気風道、還気風道及び外気風道 (標P-55 2.3.2) ○冷温水管管仕(往)及び冷温水管管仕(還)の各通り管 (標P-197 1.14.14)					
14. 瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。○瞬間流量計 ○流量測定口 ・冷温水の冷水出口 ○ボイラ又は熱交換器の温水出口 ○冷温水管管仕の各送り管 ※測定用タンピングは3.2φのポート管用計用とする。(標P-57 2.3.8)					
15. 膨張水槽の保温	ロックウール保温板(2号)25を使用し、外装はステンレス鋼板0.3tとする。 (標P-83 3.1.2) (標P-87 3.1.4)					
16. ダクトフランジ部の保温	フランジ部は保温材2枚重ねとする。または、フランジ部は5+10mmとする。 (標P-87 3.1.4)					
17. 換気方式	●第1種 ○第2種 ●第3種					
18. パイプフード	●炎型 ○浅型 ●スプレー ○密閉式防虫網付き ○ガラリ付き					
19. パッケージ型空調機	耐塩処理(●要 ○不要) JRA耐塩重害害仕様 (日本冷凍空調工業会標準規格(JRA9002-1991)(空調機器の耐塩害試験基準))					
20. 耐震支持	吊り長さ250mm以上の機器は耐震支持を取る。					
21. 保守工事	(標P-84、表P-299)					
1. 保温仕様	保温材、外装材及び補助材の仕様は、標準仕様書による。(標P-83 表2.3.1) 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし、保温材が図示がない場合は以下を標準とする。 給水管、排水管、消火管、冷水管、冷温水管 : リジステンション保温材 給湯管、温水管、一般ダクト : グラスウール保温材 防火区画等貫通箇所、蒸気管、排煙ダクト、煙道 : ロックウール保温材					

＜特記事項＞

1. 本工事着工前に現地調査を十分行い、施工要領を把握した上で施工計画書及び工程表を作成し、監督員及び各関係機関の担当者の承諾を得た後、工事に着手のこと。

2. 工事に際しては、騒音及び断水等により住民の生活に支障をきたす事のないように留意すると共に、事前に担当者に連絡し、承諾を得ること。

3. 一部営業した状態で工事を行うので、施設利用者等との打ち合わせを十分に行い作業に着手すること。

4. 工事期間中は安全作業に努めると共に、火気にも十分注意して作業すること。

5. 工事期間中は粉塵等の発生にも十分留意し、特に内部作業においては養生等を確実にに行い作業すること。

6. 工事期間中に休日及び時間外作業をする場合、事前に担当者に連絡し承諾を得た後作業すること。

7. 工事に伴いはつり等を行った場合、原則として原形復旧すること。

8. 発生材の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設リサイクル法」に基づき、適正に処理すると共にマニフェストシステムを適用し管理を行う。

9. 掘削、はつり、コア入れ工事のときは、既設埋設配管(電気等)及び鉄筋探査等を調査し、監督員と協議の上、十分注意して施工すること。

10. 官公庁への手続き等及びそれにかかる経費(審査・検査手数料)の支出は、請負業者にて行うこと。

11. 工事中に範囲外の部分を壊したりした場合は、請負金額内で原形復旧すること。

12. 配管切替え等に際し、施設に支障が発生した場合は、応急の措置を講じ監督員と協議すること。

13. 工事施工に先立ち、撤去又は移設すべき品物等が発生した場合は、施設管理者と協議すること。原則、移設は、施設管理者が行う。

14. 工事現場事務所、材料置き場及び作業車両の駐車スペースについては監督員・施設管理者と打合わせのこと。

又、敷地内の車両走行については、建物使用者の安全を確保し、必ず徐行を行うこと。

15. 屋外露出及び多湿箇所の支持金物・ボルトナット類はステンレス製(SUS304)とする。

＜凡例表＞

記号	名称	仕様				規格	備考
―― - ―――	給水管	屋外埋設	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	JIS K 6742		
		屋内一般(屋内・外露出)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	JWWA K 116		
		屋内一般(受水槽廻り)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	JWWA K 116		
		屋内一般(屋内インペイ)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	JWWA K 116		
―― ―――	排水管	屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管	VU	JIS K 6741		
		屋外埋設(ポンプ圧送管)	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741		
		屋内土間	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	JIS K 6741		
―― ―――	通気管	屋内一般・屋内土間	硬質ポリ塩化ビニル管	VP			
―― A ―――	フロー管	屋内一般・屋内土間	耐熱硬質ポリ塩化ビニル管	HTVP	JIS K 6741		

＜配管保温・塗装・防食仕様一覧表＞

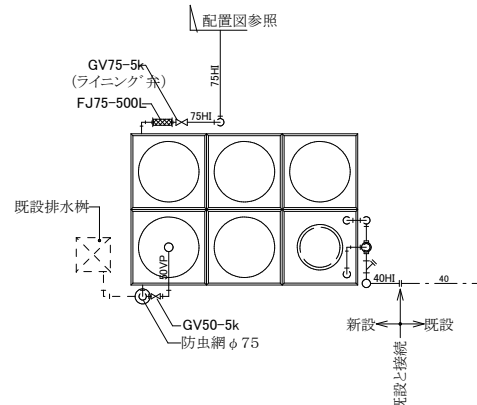
施工場所	給水	排水	通気	フロー管	保温, 防食, 塗装仕様	備考
屋外埋設	D	D	-	D	A : 保温(外装:ステンレス)	
屋内土間	D	D	-	D	B : 保温(外装:合成樹脂製カバー)	
天井内	C	-	-	D	C : 保温(外装:保温チューブ+化粧カバー)	
屋内露出	B	-	-	D	D : 裸管のまま	
屋外露出	A	-	-	-	E : 塗装	

＜衛生器具表＞

名称	品番・付属品(TOTO) (参考)	数量	備考
洋風便器	CS670B, SH670BAVA, TC300	1	
	TS513GV16S, 汚物入れ		
	YH701, T110D28		
洗面器	L250D, TL19AR, T6BMP	1	
	TL4CFU, TL250D, HH04060		
化粧鏡	YM4560F	1	

新設受水槽 施工要領図 S=1:50

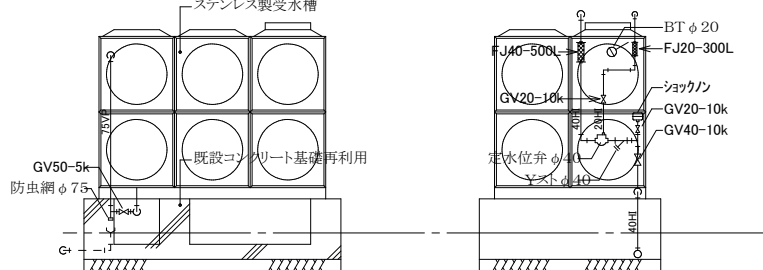
配置図参照

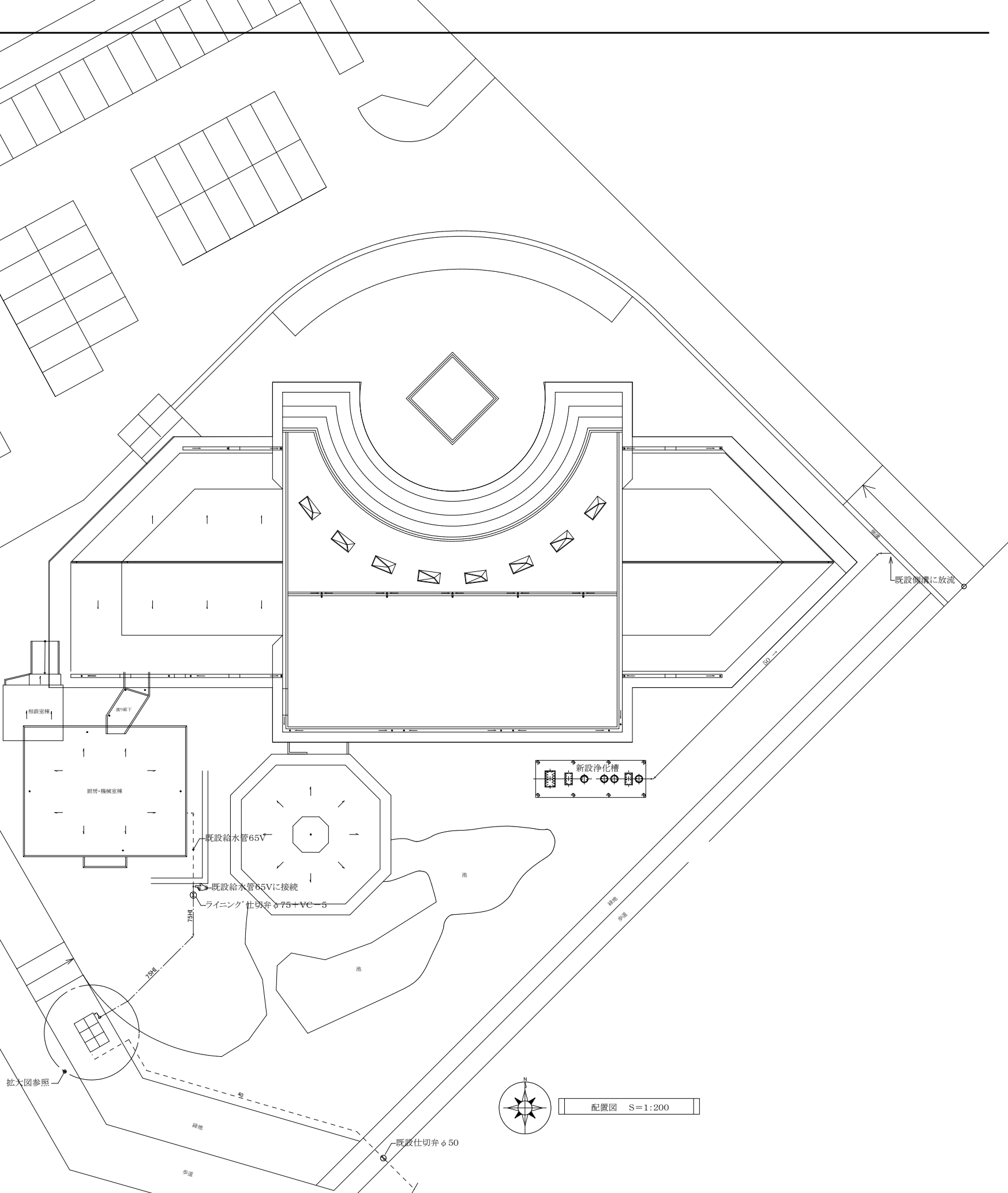


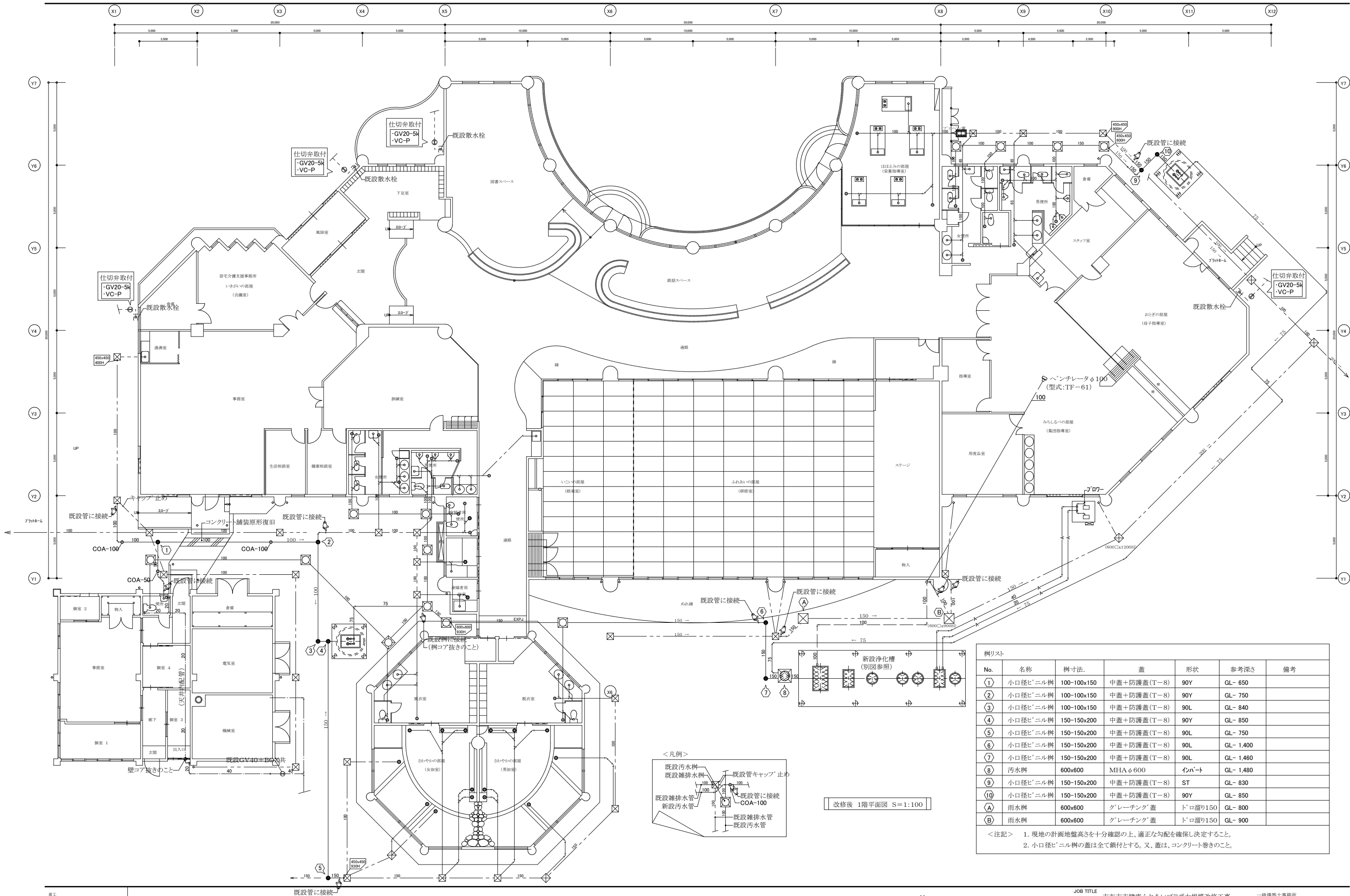
受水槽 機器表

形 式	パネル組立型	容 量	12.0m3(有効:8.0m3)
寸 法	3.0x2.0x2.0H	耐 震	1.0G
材 質	SUS製(複合板)		
架 台	平架台150H(溶融亜鉛メッキ)		
付属品	マンホールφ600φ、点検タラップ x2		
防波管、電極用防雨カバー、パネル締付ホルダー SUS製			
その他付属品			

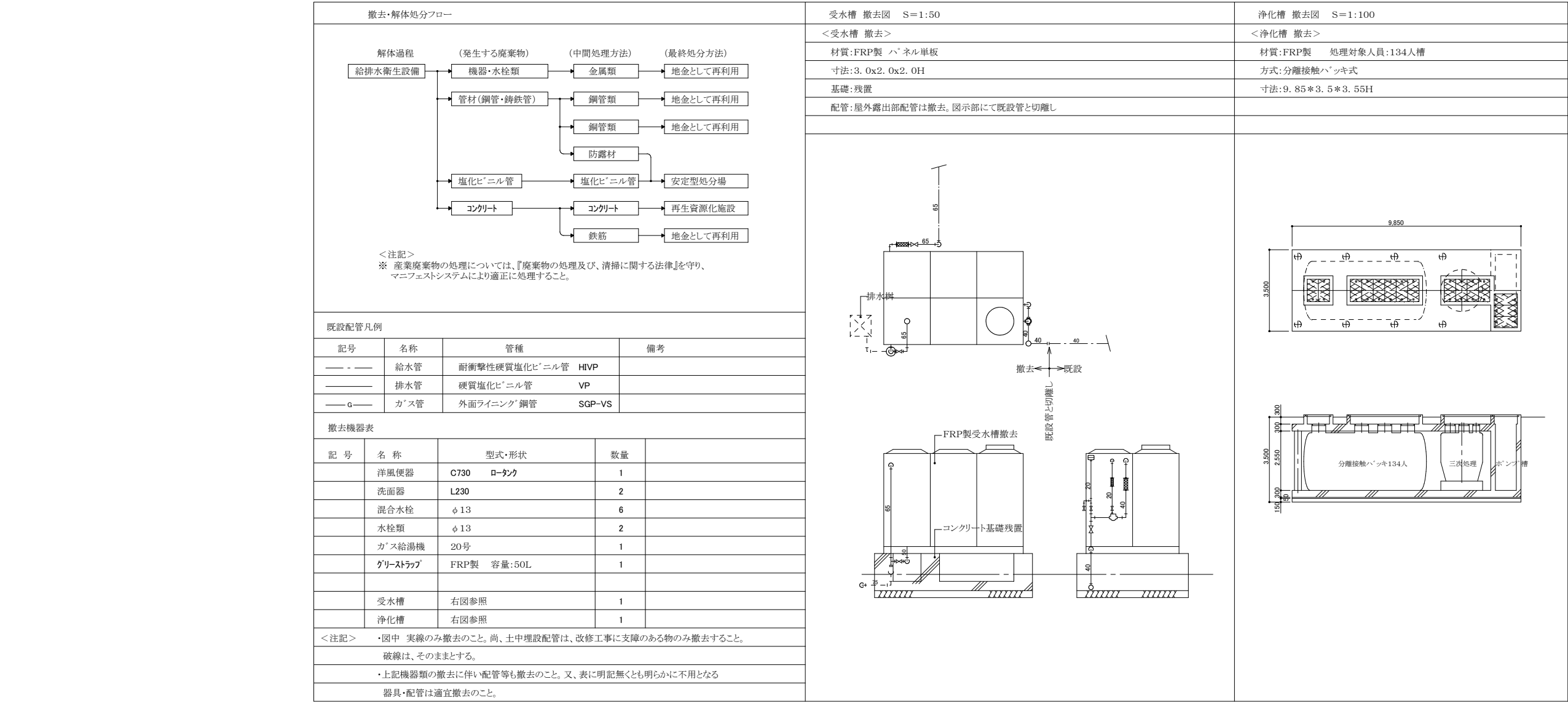
ステンレス製受水槽

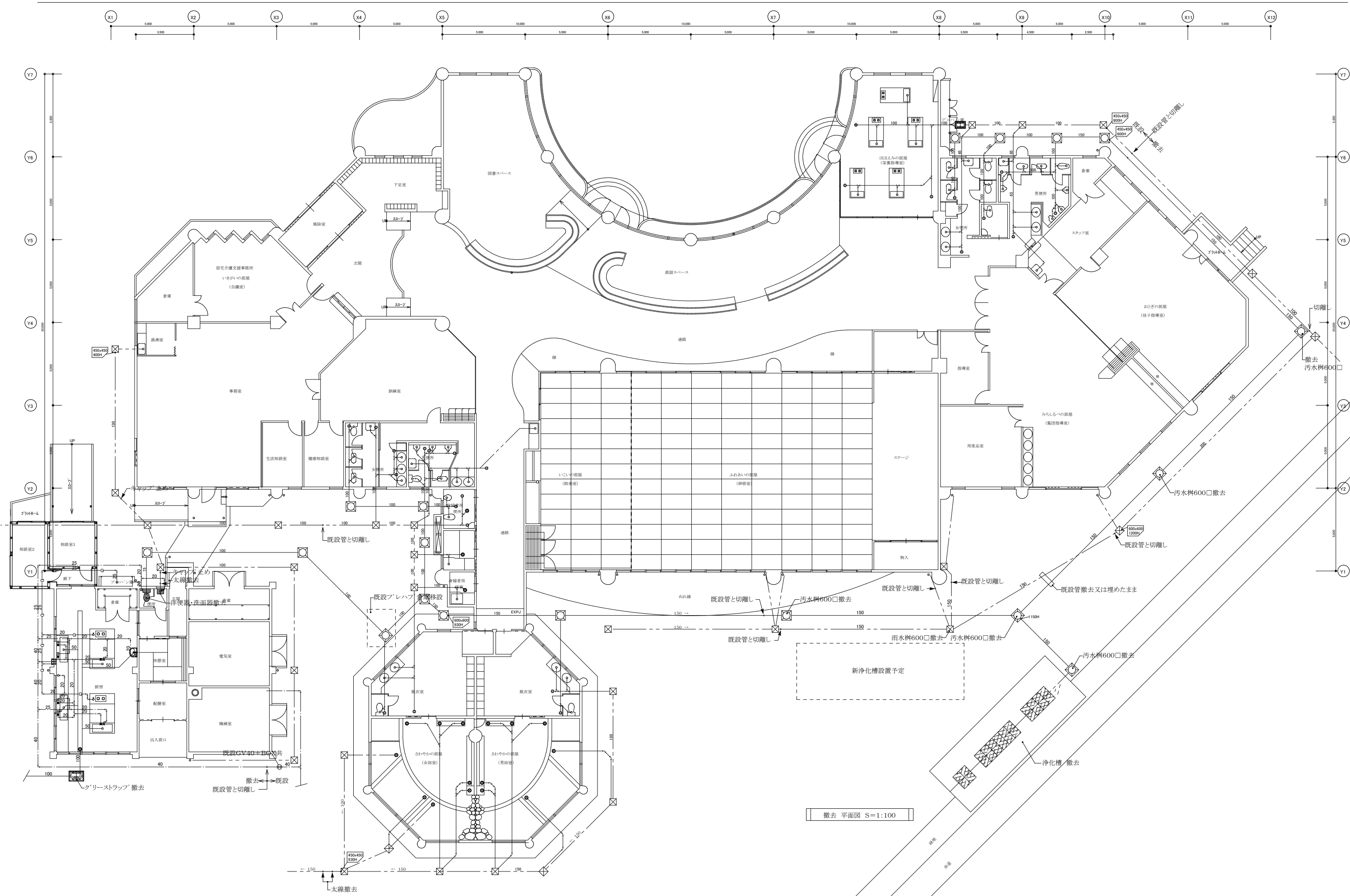






樹リスト						
No.	名称	樹寸法.	蓋	形状	参考深さ	備考
①	小口径ビニル樹	100-100x150	中蓋+防護蓋(T-8)	90Y	GL- 650	
②	小口径ビニル樹	100-100x150	中蓋+防護蓋(T-8)	90Y	GL- 750	
③	小口径ビニル樹	100-100x150	中蓋+防護蓋(T-8)	90L	GL- 840	
④	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	90Y	GL- 850	
⑤	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	90L	GL- 750	
⑥	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	90L	GL- 1,400	
⑦	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	90L	GL- 1,460	
⑧	汚水樹	600x600	MHA φ600	インバート	GL- 1,480	
⑨	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	ST	GL- 830	
⑩	小口径ビニル樹	150-150x200	中蓋+防護蓋(T-8)	90Y	GL- 850	
A	雨水樹	600x600	グレーチング'蓋	ト'ロ溜り150	GL- 800	
B	雨水樹	600x600	グレーチング'蓋	ト'ロ溜り150	GL- 900	
< 注記 > 1. 現地の計画地盤高さを十分確認の上、適正な勾配を確保し決定すること。 2. 小口径ビニル樹の蓋は全て鎮付とする。又、蓋は、コンクリート巻きのこと。						





(参考)撤去機器表(空調)				※ 能力値・電気特性は、設計当初の数値とする。							
作業内容 (●印 作業)	記号	名称	形状	能力			電気特性			台数	備考
				冷房 (kW)	暖房 (kW)	圧縮機 (kW)	φ	V	kW		
● 撤去 ○ 既存のまま	AC-4	ルームエアコン	形状:壁掛け形	2.5	3.8	0.6	1	100	0.65	1	・休憩室(機械棟)
● 撤去 ○ 既存のまま	AC-5	ルームエアコン	形状:壁掛け形	2.8	3.8	0.6	1	100	0.63	1	・相談室-2(機械棟)
● 撤去 ○ 既存のまま	AC-6	ルームエアコン	形状:壁掛け形	4.0	5.8	0.75	1	200	1.1	1	・相談室-1(機械棟)
● 撤去 ○ 既存のまま	AC-7	パッケージエアコン	形状:天吊り露出形	5.0	6.3	1.5	1	200	1.8	2	・厨房(機械棟)
既設配管凡例				<注記>							
記号	名称	管種		備考	・機器本体撤去のこと。リモコンスイッチも撤去。(撤去要領図参照)						
——R——	冷媒管	空調用被覆銅管	Cu		・空調配管:冷媒管・ドレン管は既存のままとする。操作・電源線も同様とする。						
——D——	ドレン管	硬質塩化ビニル管	VP		・機器本体及び排気管・ベントキャップ・ウェザースカパーは撤去。(撤去要領図参照)						
——EA——	排気管	スハイルダクト	SD		給排気用矩形ダクトは既存のままとする。						
(参考)撤去機器表(換気)				※ 能力値・電気特性は、設計当初の数値とする。							
作業内容 (●印 作業)	記号	名称	形状	能力			電気特性			台数	備考
				風量 (m3/h)	静圧 (mmAq)	接続径 (φ, cm)	φ	V	W		
● 撤去 ○ 既存のまま	F-2	天井換気扇	形状:インテリア形	90	4	100 (φ)	1	100	14	2	・倉庫(機械棟) ・便所(機械棟)
● 撤去 ○ 既存のまま	F-4	天井換気扇	形状:静音形	260	4	150 (φ)	1	100	40.5	4	・厨房(機械棟)x4
● 撤去 ○ 既存のまま	F-8	有圧換気扇	形状:低騒音形	1,500		30 (cm)	1	100	50	3	・電気室 ・機械室x2
撤去・解体処分フロー											
解体過程 空調設備 管材(銅管・鋳鉄管) 塩化ビニル管 コンクリート 空調機器 換気機器 (発生する廃棄物) 管材(銅管・鋳鉄管) 塩化ビニル管 コンクリート 空調機器 換気機器 (中間処理方法) 銅管類 銅管類 防露材 塩化ビニル管 コンクリート 鉄筋 空調機器 フロンガス 換気機器 (最終処分方法) 地金として再利用 地金として再利用 安定型処分場 再生資源化施設 地金として再利用 破壊処理 地金として再利用 <注記> ※ 産業廃棄物の処理については、『廃棄物の処理及び、清掃に関する法律』を守り、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※ 冷媒の回収・補充等について 既設空調機器撤去の際は、「特定製品に係るフロン類の改修及び破壊実施の確保等に関する法律」に基づき適正に処理することし、フロンの回収作業については知事登録を受けた事業者及び冷媒回収認定事業者に適正に処理することとし、フロンの回収作業については知事登録を受けた事業者及び冷媒回収認定事業者に依頼すること。また、高圧ガス保安法により、冷媒の補充(充填)を行おうとする販売者(施工者)については、県へ届け出(高圧ガス販売事業届)が必要となっているので、適正な対応を行うこと。											

